

【補助金の概要】

・厚生労働省令和8年度予算要求：20億円

【目的】

今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が速い地域などを「重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」）に設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に当該診療所に対して財政支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保する。

【対象機関】

岐阜県内の重点区域で承継又は開業する、県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象とすることに合意を得た診療所の開設者・管理者

【補助対象】

診療所の承継・開業に伴う運営に必要な以下の事業

- ①-1 診療部門（診察室、処置室等）の施設整備事業
- ①-2 診療部門と一体になった医師住宅・看護師住宅の施設整備事業
- ② 医療機器の設備整備事業
- ③ 地域への定着支援事業

※③の実施期間は国の考え方と同様、承継・開業することによる患者離れ等により経営悪化などを考慮し、承継後の経営が軌道に乗るまで（3～5年）とする。（国の考え方と同様、県要綱にも明記予定）
 ※①②は承継・開業に伴い国内示後に着手したもののみ1回の利用が可能

【補助基準額】

①施設整備事業 : 基準面積 × 構造別限度額

基準面積	○診療部門 無床の場合 : 160m ²
	○診療部門と一体になった医師住宅・看護師住宅 80m ²
構造別限度額	鉄筋コンクリート 484千円 ブロック 355千円 木造214千円

②設備整備事業 : 1か所あたり16,500千円

③地域への定着支援事業 :

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ア 診療日数1～129日 | 6,200千円 + (71千円 × 実診療日数) |
| イ 診療日数130～259日 | 6,200千円 + (77千円 × 実診療日数) |
| ウ 診療日数260日以上 | 6,200千円 + (87千円 × 実診療日数) 等 |

【補助率】

①② 1/2 (国1/3 県1/6 事業者1/2) ③ 2/3 (国4/9 県2/9 事業者1/3)